

## 大和市遠隔移報システム等による火災通報取扱要領

令和5年2月15日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知する観点から、遠隔移報システム等による火災通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 即時通報 夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。
- (2) 直接通報 夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで火災通報装置等により直接消防機関に通報することをいう。
- (3) 遠隔移報システム等 即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）をいう。
- (4) 警備会社等 防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社、第3セクター等の機関をいう。
- (5) 関係者等 防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物内の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。
- (6) 現場派遣者 即時通報等を行った場合に、現場対応行動等必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。

(対象物の範囲)

第3条 即時通報等を認める対象物は、夜間、休日等において無人となる防火対象物のうち、次の各号によるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定により自火報が設置されている消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物であること。
- (2) 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたり承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の部分から承認申請がなされる場合にあっても、当該防火対象物の

全体から消防隊の進入に必要な破壊等の事前承諾が得られる等、一定の条件に適合するときは、対象に含めることができるものとする。

(即時通報承認条件)

第4条 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

- (1) 自火報は、消防法令に定める技術上の基準に従って設置及び維持管理されていること。
- (2) 自火報は、非火災報対策として、設置場所及び環境に適した感知器を選択することとともに、次のいずれかによる方策が講じられていること。
  - ア 蓄積式受信機の設置
  - イ 蓄積式中継器の設置
  - ウ 蓄積付加装置の設置
- (3) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。
- (4) 消防隊が防火対象物に到着した後20分以内で、関係者等が当該防火対象物に到着できるものであること。
- (5) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。
  - ア 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾。
  - イ 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の開錠装置の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることを事前に承諾するものであること。
  - ウ 関係者等が消防機関よりも早く現場到着することが可能であること。
- (6) 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げるすべての事項に適合しているもの又は第11条第2項に規定する登録条件に適合しているものであること。
  - ア 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
  - イ 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。
  - ウ 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(昭和58年消防予第227号)に基づく教育担当者講習又は令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習の修了者(以下「教育担当者等」という。)を指定し、教育担当者等による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

(直接通報承認条件)

第5条 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

- (1) 前条第1号、第2号、第4号及び第5号に適合するものであること。
- (2) 直接通報装置は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第3項に規定する火災通報装置とし、機器等の設置及び維持管理が適正であること。
- (3) 前条第4号の対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者等の所在地へも同時に移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

（承認申請等）

第6条 即時通報等の承認を受けようとする防火対象物の管理権原者は、即時通報承認申請書又は直接通報承認申請書に必要な図書等を添付し、消防長に申請するものとする。

2 前項の規定による承認申請を受けた消防長は、申請内容等を審査し、第4条又は前条の承認条件（以下「承認条件」という。）に適合すると認めるときは、即時通報等承認通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 消防長は、前項による審査の結果、承認条件に適合しないと認めるときは、即時通報等不承認通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更）

第7条 即時通報等の承認を受けた防火対象物（以下「承認対象物」という。）の管理権原者は、承認内容に変更が生じる場合には、あらかじめ即時通報等承認内容変更届出書により、その内容に係る図書等を添付し、消防長へ届出るものとする。

（承認の更新）

第8条 即時通報等の承認有効期間は、承認の日から3年間とし、承認対象物の管理権原者は、3年ごとに即時通報等承認更新申請書により更新の申請をするものとする。ただし、承認内容に変更がない場合には、更新の申請を省略することができるものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は前項の規定による更新の申請があった場合について、それぞれ準用する。

（承認の取消し）

第9条 消防長は、承認対象物が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、承認有効期間内であっても当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 承認条件に適合しないことが明らかとなった場合
- (2) 即時通報承認対象物において委託している警備会社等が登録を取り消された場合
- (3) 即時通報等承認対象物における通報時の関係者等の支援行動等が著しく不適切であった場合
- (4) 第15条に定める事故発生時等の措置が不適切であった場合又はその措置についての報告

を怠った場合

(5) その他承認の継続が不相当であると認められる場合

2 消防長は、前項による承認の取消しをする場合には、即時通報等承認取消通知書により、その旨を承認対象物の管理権原者に通知するものとする。

(審査委員会)

第10条 即時通報に係る警備会社等の登録に関する審議を行うための審査委員会等を消防本部に設置することができるものとする。

(警備会社等の登録等)

第11条 即時通報に関して登録を受けようとする警備会社等は、警備会社等登録申請書に次に掲げる図書等を添付して、消防長に申請するものとする。

(1) 定款等会社の概要及び業務概要

(2) 基地局、待機所等の所在地並びにそれぞれの警備員数及び責任者氏名

(3) 待機所ごとの配置車両

(4) 待機所ごとの即時通報対象事業所数

(5) 移報受信後の基地局、待機所等の対応状況

(6) 基地局、営業所ごとの教育担当者等の状況及び教育計画

(7) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書

(8) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況

2 消防長は、前項の登録申請を受けた場合、次に掲げる条件に適合すると認めるときは、警備会社等登録通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 即時通報に関して適切に対応できる警備会社等であること。

(2) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

(3) 警備会社等又はその営業所等ごとに教育担当者等による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

3 消防長は、前項の登録条件に適合しないと認めるときは、警備会社等不登録通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第12条 登録した警備会社等において、前条第1項に掲げる事項に変更が生じる場合には、あらかじめ警備会社等登録内容変更届出書により、その内容に係る図書等を添付し、消防長へ届出るものとする。

(登録の更新)

第13条 警備会社等の登録有効期間は、登録の日から3年間とし、3年ごとに警備会社等登録更新申請書により更新の申請をするものとする。

2 第11条第2項及び第3項の規定は前項の規定による更新の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、第11条第2項中「警備会社等登録通知書」とあるのは「警備会社等登録更新通知書」と読み替えるものとする。

(登録の取消し)

第14条 消防長は、登録された警備会社等が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録有効期間内であっても当該登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第11条第2項の登録条件に適合しないと認められる場合
- (2) 現場派遣者の現場への到着が繰返し遅延したと認められる場合
- (3) 現場派遣者の措置等が著しく不相当と認められる場合
- (4) その他、登録の継続が不相当であると認められる場合

2 消防長は、前項による登録の取消しをする場合には、警備会社等登録取消通知書により、その旨を当該警備会社等に通知するものとする。

(事故等の報告)

第15条 遠隔移報システム等に係る次に掲げる事故等が発生した場合、承認対象物の管理権原者又は警備会社等の代表者等は、遠隔移報システム等事故等報告書により、直ちにその内容、措置について消防長に報告するものとする。

- (1) 自火報の非火災報により通報された場合
- (2) 遠隔移報装置等の誤作動により通報された場合
- (3) 即時通報等を取りやめる場合
- (4) 当該警備会社等の火災信号受信システムに事故等が発生した場合（警備会社等が登録をしていない場合も含む。）
- (5) 登録を受けた警備会社等が、当該登録を取りやめる場合

(様式)

第16条 この要領で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に即時通報等の承認及び警備会社等の登録その他の手続は、この要領の相当規定によってしたものとみなす。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	即時通報承認申請書	第6条
第2号様式	即時通報等対象物現況表	第6条
第3号様式	警備会社等対応の状況	第6条
第4号様式	警備会社等の状況	第6条
第5号様式	自社（自施設）対応の状況	第6条
第6号様式	直接通報承認申請書	第6条
第7号様式	直接通報対応の状況	第6条
第8号様式	即時通報等承認通知書	第6条、第8条
第9号様式	即時通報等不承認通知書	第6条、第8条
第10号様式	即時通報等承認内容変更届出書	第7条
第11号様式	即時通報等承認更新申請書	第8条
第12号様式	即時通報等承認取消通知書	第9条
第13号様式	警備会社等登録申請書	第11条
第14号様式	警備会社等登録通知書	第11条
第15号様式	警備会社等不登録通知書	第11条、第13条
第16号様式	警備会社等登録内容変更届出書	第12条
第17号様式	警備会社等登録更新申請書	第13条
第18号様式	警備会社等登録更新通知書	第13条
第19号様式	警備会社等登録取消通知書	第14条
第20号様式	遠隔移報システム等事故等報告書	第15条